

市立幼稚園児を募集

令和6年度から市立幼稚園の入園を希望する園児を募集します。

▼入園資格Ⅱ市内在住で次の期間に生まれた方

- ・1年保育(5歳児)Ⅱ平成30年4月2日～平成31年4月1日
- ・2年保育(4歳児)Ⅱ平成31年4月2日～令和2年4月1日
- ・3年保育(3歳児)Ⅱ令和2年4月2日～令和3年4月1日

◆入園願書等配付・受付

▼配付場所Ⅱ各幼稚園、管理課(市役所別棟2階)

▼配付期間Ⅱ10月25日(水)～11月8日(水)の平日

①各幼稚園Ⅱ14時～16時

②管理課Ⅱ8時30分～17時15分

▼受付場所Ⅱ入園希望の幼稚園

▼受付期間Ⅱ10月25日(水)～11月8日(水)の平日14時～16時

▼必要書類

①入園願書

②給付認定申請書(1号認定用)

※管理課または各幼稚園で配付。市ホームページからの

ダウンロードも可能。

③住民票の写し

※世帯全員記載。本籍は省略。続柄有のもの。

◇その他

・「公立幼稚園・公立保育所の再編方針」に基づき、令和6年4月に大綱幼稚園と瑞穂幼稚園を統合します。

・令和7年4月に白里幼稚園と白里保育所を統合します。

・令和7年3月末白里幼稚園閉園

管理課学校教育室

☎0475(70)0372



国民健康保険一部負担金の減免・徴収猶予

国民健康保険法では、次のような事情がある場合は、申請により一部負担金(医療機関等の窓口負担)の減免や徴収猶予を受けることができます。

- ・震災、風水害、火災その他に類する災害により身体または資産に著しい損害を受けた場合
- ・干ばつ、冷害、凍霜雪害等による農作物の不作、不漁等により収入が著しく減少した



問 市民課国保班

☎0475(70)0334

今月は児童手当の支払期です

5月から8月末までに新たに認定を受けた方、以前より手当を受給している方は、10月10日(火)に市から指定口座に振り込まれます。

支払予定の方には支払通知書を送付します。

▶支給金額

- ・0歳～3歳未満(一律)＝月額15,000円
- ・3歳～小学校修了前(第1子・第2子)＝月額10,000円
- ・3歳～小学校修了前(第3子以降)＝月額15,000円
- ※所得制限を超えた場合
- ・0歳～中学生(一律)＝月額5,000円
- ※所得上限を超えた場合
- ・0歳～中学生(一律)＝支給無し

問 子育て支援課児童家庭班 ☎0475(70)0331



人間ドック費用の助成

市では国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入している方の人間ドック費用を助成しています。

① 国保税、後期高齢者医療保険料に滞納が無いこと

② 同一年度内に市が実施する健康診査、人間ドック等の助成を受けていないこと

③ 市と契約している医療機関(全19医療機関)

④ 国民健康保険Ⅱ検査費用の7割相当額(上限:大綱病院4万円、その他医療機関3万円)

⑤ 後期高齢者医療制度Ⅱ一律8,290円

⑥ 対象Ⅱ次の条件をすべて満たす方

⑦ 対象Ⅱ次の条件をすべて満たす方

⑧ 対象Ⅱ次の条件をすべて満たす方

⑨ 対象Ⅱ次の条件をすべて満たす方



⑩ 対象Ⅱ次の条件をすべて満たす方

⑪ 対象Ⅱ次の条件をすべて満たす方

⑫ 対象Ⅱ次の条件をすべて満たす方

子育て支援センターに遊びに行きませんか

参加する場合などは、参加費がかかる場合があります。

※利用できる曜日や時間などは、各施設により異なります。

※事前予約が必要な施設がある場合があります。

※詳細は、各施設まで問い合わせください。

●市内の子育て支援センター

名称	場所	電話番号
たけのこくらぶ	大竹保育園内	0475(73)7032
つくしんぼくらぶ	みどりが丘保育園内	0475(78)5550
すくすくクラブ	おおきなかぶ内	090(6738)0345
マリルーム	子育て支援館内	0475(73)5711
出張マリルーム	農村環境改善センター内	0475(73)5711
子育て支援センター	子育て交流センター内	0475(86)7552

問 子育て支援課保育班 ☎0475(70)0347

公立保育所の園庭開放に遊びにきませんか

公立保育所では、乳幼児期の友達や保育所の子どもたちと触れ合ったり、保護者同士が情報交換をしたりする場所を提供します。

園児や保育士と一緒に遊びましょう。気軽に遊びに来てください。

※暑さ・寒さ対策をして、水筒を持参ください。

▶日時＝毎週(水)10時～11時 ▶会場＝各公立保育所の園庭 ※雨天時は室内。

▶対象＝小学校就学前の子どもと保護者

問 白里保育所 ☎0475(77)2688

増穂保育所 ☎0475(72)7732



ねんきんナビ

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です!

国民年金保険料は、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同じように、「社会保険料控除」としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

また、自身の保険料だけでなく、配偶者や家族の保険料を支払っている場合は、その保険料も合わせて控除が受けられます。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い制度です。保険料の納め忘れの無いようご注意ください。

◆控除の対象

令和5年1月～令和5年12月までに納めた国民年金保険料全額 ※過年度分や追納された分も含まれます。

◆控除を受けるには

社会保険料控除を受けるには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書や保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

◇控除証明書の送付

令和5年1月1日～9月30日までに保険料を納付した方は、10月下旬～11月上旬にかけて順次、日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されます。また、証明書の電子データをマイナポータルの「お知らせ」で受け取ることができますが、その際には事前に「ねんきんネット」で電子送付の希望登録を行う必要があります。電子送付を希望する場合は、紙媒体の送付は停止されます。

申告書の提出の際は、納めたことを証明する書類(控除証明書または領収証書)を添付してください。

※10月1日(日)～12月31日(日)に保険料を納めた方へは、令和6年2月上旬に送付されます。

※電子送付の詳細は、日本年金機構のホームページをご覧ください。

問 ねんきん加入者ダイヤル(ナビダイヤル) ☎0570(003)004